

独立行政法人水産大学校

理事長 鷺尾圭司 殿

監査意見書

独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人水産大学校の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25年度における業務及び事業報告書、財務諸表（すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書及び利益の処分に関する書類、並びに行政サービス実施コスト計算書）、予算の区分に従い作成した決算報告書につき監査を実施した。

1. 監査の方法の概要

運営会議に出席するほか、校長、学生部長、企画情報部長、総務部長等から事業の報告を聴取するとともに、財務諸表及び決算報告書について、経理責任者からの説明を聴取し、その他必要と認めた監査手続きを行った。

2. 監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 業務の執行は、法令に従い適法に行われているものと認める。
- (2) 事業報告書は、当該独立行政法人の平成25年度の業務運営の状況を正しく表示しているものと認める。
- (3) 財務諸表は、独立行政法人会計基準及び同注解、並びに一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、当該独立行政法人の平成26年3月31日現在の財務状態、平成25年度の運営状況、キャッシュフローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、当該独立行政法人による平成25年度の予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているものと認める。

平成26年 6月18日

独立行政法人水産大学校

監事 有菌眞琴



監事 小倉國雄

